

平成30年度 広島大学動物実験委員会委員

(H30. 4. 1現在)

所 属	専門分野	任期	広島大学動物実験等規則の委員会構成の該当	基本指針の委員会構成の該当 (※)
大学院総合科学研究科	実験心理学 神経科学	30. 4. 1～32. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
大学院先端物質科学研究科	応用分子細胞生物学 免疫学	29. 4. 1～31. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
◎ 大学院医歯薬保健学研究科 (医)	免疫学	30. 4. 1～31. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
大学院医歯薬保健学研究科 (歯)	神経科学 分子生物学	30. 4. 1～32. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
大学院医歯薬保健学研究科 (薬)	薬理学	30. 4. 1～32. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
大学院医歯薬保健学研究科 (保)	運動機能医科学	30. 4. 1～32. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
大学院生物圏科学研究科	家畜育種遺伝学	30. 4. 1～32. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
大学院生物圏科学研究科	人間動物関係学	30. 4. 1～32. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
原爆放射線医科学研究所	神経内科学	29. 6. 19～31. 3. 31	第9条第1項 第1号委員	①②
自然科学研究支援開発センター (組換えDNA実験安全委員会委員)	植物分子生物学	30. 4. 1～32. 3. 31	第9条第1項 第2号委員	③
自然科学研究支援開発センター (自然科学研究支援開発センターの動物実験 部主任)	生殖工学 実験動物学	19. 4. 1～	第9条第1項 第3号委員	①②
大学院医歯薬保健学研究科 (医)	法医学	30. 2. 1～31. 3. 31	第9条第1項 第4号委員	③
大学院生物圏科学研究科	臨床栄養学	30. 4. 1～32. 3. 31	第9条第1項 第4号委員	②
両生類研究センター	遺伝学	30. 4. 1～32. 3. 31	第9条第1項 第4号委員	③

◎ 委員長

※「基本指針の委員会構成の該当」とは、文部科学省平成18年告示第71号「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」第3、3「動物実験委員会の構成」の該当をいい、以下の役割を指す。

- ① 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- ② 実験動物に関して優れた識見を有する者
- ③ その他学識経験を有する者